

# **介護福祉士養成課程における教育 カリキュラムの見直しについて**

# 介護福祉士養成課程における新たな教育カリキュラム

【旧カリキュラム（2年課程の場合）】

科目名		時間数
人間とその生活の理解		120時間
社会福祉概論	講義	60時間
老人福祉論	講義	60時間
障害者福祉論	講義	30時間
リハビリテーション論	講義	30時間
社会福祉援助技術	講義	30時間
社会福祉援助技術演習	演習	30時間
レクリエーション活動援助法	演習	60時間
老人・障害者の心理	講義	60時間
家政学概論	講義	60時間
家政学実習	実習	90時間
医学一般	講義	90時間
精神保健	講義	30時間
介護概論	講義	60時間
介護技術	演習	150時間
形態別介護技術	演習	150時間
介護実習	実習	450時間
介護実習指導	演習	90時間
合 計		1,650時間

【新カリキュラム（2年課程の場合）】

教育内容		時間数
人間と社会		240時間
	人間の尊厳と自立	30時間以上
	人間関係とコミュニケーション	30時間以上
	社会の理解	60時間以上
こころとからだのしくみ		300時間
	発達と老化の理解	60時間
	認知症の理解	60時間
	障害の理解	60時間
	こころとからだのしくみ	120時間
介護		1,260時間
	介護の基本	180時間
	コミュニケーション技術	60時間
	生活支援技術	300時間
	介護過程	150時間
	介護総合演習	120時間
	介護実習	450時間
合 計		1,800時間

平成21年4月より新カリキュラムへ移行

# 養成の目標

## 資格取得時の到達目標

1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける
2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する
3. 介護実践の根拠を理解する
4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる
5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる
6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる
7. 他の職種役割を理解し、チームに参画する能力を養う
8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける
9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける
10. 的確な記録・記述の方法を身につける
11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける

資格取得時の介護福祉士  
介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力

## 求められる介護福祉士像

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

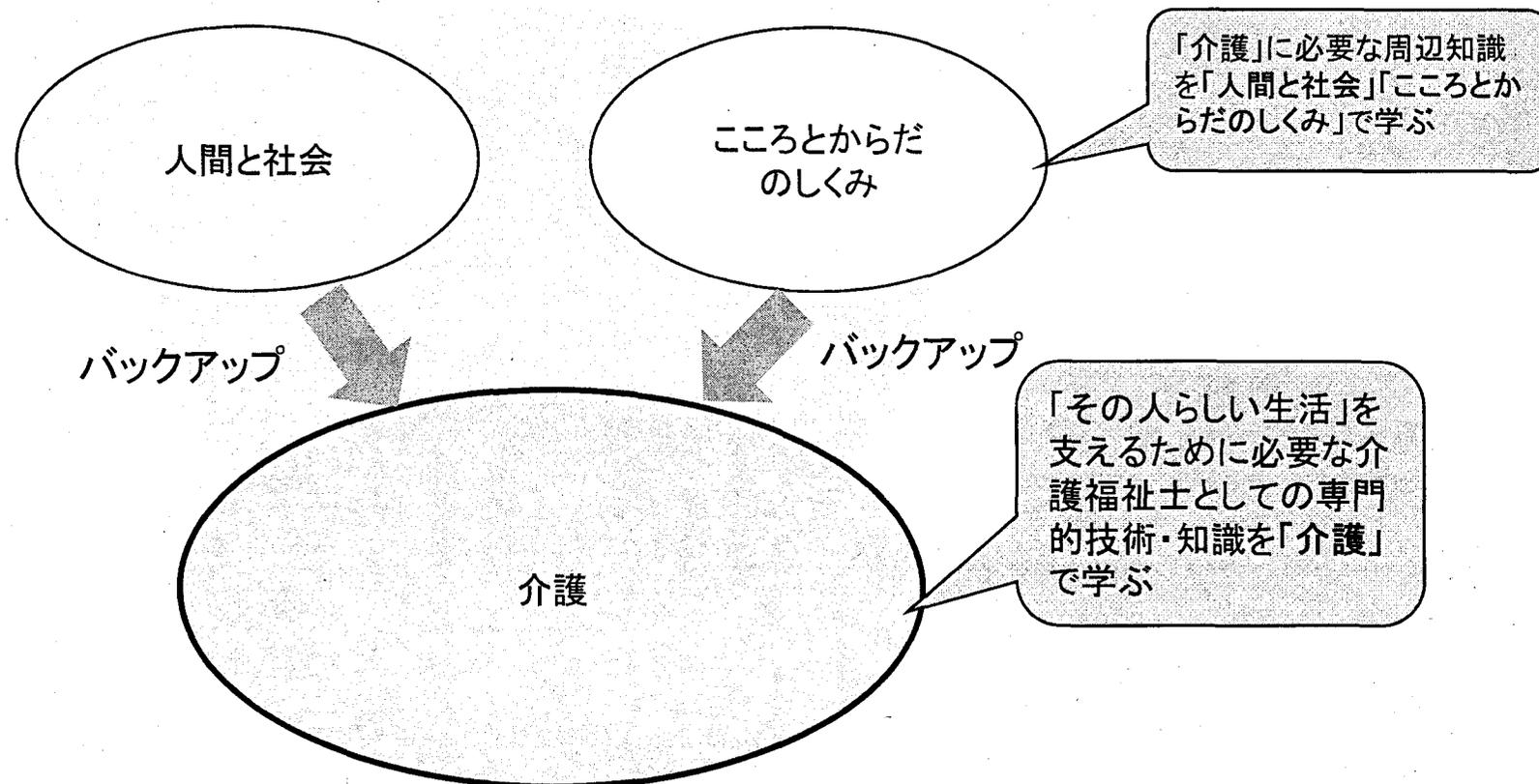
# 教育体系を「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」の3領域に再編

介護が実践の技術であるという性格を踏まえ、

○その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」

○「尊厳の保持」「自立支援」の考え方を踏まえ、生活を支えるための「介護」

○多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」の3領域に再構成する。



## 教育カリキュラムの見直しのポイント（21年4月から）

### 介護に関する科目の充実（専門性の向上）

- 介護に関する科目を、現行900時間→1260時間へ拡充（「介護技術」（810時間）と「実習」（450時間）で構成）
- ◎ 介護技術
  - 「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「生活援助技術」、「介護過程」及び「介護総合演習」の5科目で構成

### 教育現場の創意工夫による多様な教育内容の確保

- 養成施設側が、科目構成を自由に設定できるよう弾力化。
  - ・ 「人間と社会」、「介護」及び「こころとからだのしくみ」の3つの「領域」の教育内容ごとに、その裁量で科目編成を行うことができる。
  - ・ 各養成施設等の科目編成により教育内容が基準で示された水準に達していることを担保する観点から、基準で示された「教育に含むべき事項」の項目が、個々の科目のシラバスに記載されていることを条件とする。

## 専任教員の役割の明確化

- 科目編成等を行う専任教員を各領域に1人ずつ配置。
- 領域「介護」を教授する専任教員は介護教員講習会の受講を義務付け。

## 実習施設の資質の向上

- 実習施設・事業等（Ⅱ）については、一連の介護過程を網羅的に実践できるよう、介護職員に占める介護福祉士の比率が3割以上であることや、介護サービス提供のためのマニュアル等や介護過程に関する諸記録が整備されていること等を要件とする。
- 上記における実習指導者については、原則として、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、実習指導者講習会を修了した者として、要件を強化する。

# **実務経験ルートにおける養成課程 (600時間課程) について**

# 6月（600時間）以上の養成課程創設の目的

平成19年の法改正に当たって、今後の高齢化の一層の進行や認知症高齢者に対するケアへの対応の必要性等の背景を踏まえ、今後のあるべき介護福祉士像を整理。

## 介護福祉士の基礎的能力の向上の必要性

この介護福祉士の在り方像を踏まえつつ、こうした人材の養成に向けた知識・技術体系として、2年1,650時間のカリキュラムを1800時間へ拡充（養成施設ルート）。

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

他方、実務経験ルートにおいては、「即戦力として期待できるものの、制度面・理論面について十分な教育機会が欠けている」との議論があり、1800時間のカリキュラムを基本に、実務から得られる知識・技術を考慮しつつ、利用者への説明能力を高め、状態像に応じた根拠ある介護実践が可能となるよう、

- 認知症ケアや医療が必要な高齢者へのケアなど、現代的な課題に対応するために必要な知識・技術（ex. 認知症の理解や障害の理解など）
  - 根拠に基づく実践を行う観点から、制度や人体の構造等に関する知識（ex. 社会の理解やこころとからだのしくみなど）
- 等を修得するための課程として、実務経験ルートに600時間課程を創設したものを。

➡ こうした改正を通じ、介護福祉士の社会的な評価を高め、処遇改善につなげることを企図。<sup>15</sup>

## 実務経験者に対する600時間課程のねらい

### 実務を通じた学習・経験の課題

- 施設・事業所ごとに利用者の状態像の違いや、指導者の指導方法・考え方にばらつきがあるため、経験した実務内容、知識・技術には大きな個人差がある。
- 介護福祉士は、単に自ら介護が行えるだけでは不十分であり、初任者等に対して、介護計画や介護方法等について根拠をもって指導し、説明する役割を担う。実務を通じた経験・学習だけでは、指導や説明を行うための根拠となる知識や理論について体系的に習得することが困難。



### 600時間課程

- さまざまな利用者の状態に十全に対応できる介護技術を、演習等を通じて学習。
- 介護の計画、実施、評価を行うために必要な、アセスメントの視点・方法、計画立案の考え方、専門的判断の基盤となる倫理などを、事例に基づく演習等を通じて学習。
- 認知症、障害、心理、身体のメカニズムなど、介護技術やアセスメント等の根拠となる知識について体系的に学習。
- 介護保険制度等、制度に関する知識を体系的に学習。



- さまざまな状態像の利用者、介護場面に対して、利用者の潜在能力を引き出す介護、根拠をもった介護を実施できる。
- 介護福祉の専門的な知識・根拠をもって、初任者への指導、家族への説明、他職種との連携・協働等ができる。

## 600時間課程の教育内容

- ・実務等で経験していることから削減し、介護実践の根拠となる理論を中心に構成。
- ・経験から想起して知識と関連づけることができるため、初学者に比べ短時間で教授できることを想定。
- ・実務経験で習得した限定的、断片的な知識・技術について、技術や行為の裏付けとなる知識、理論、理念等の基本・根拠と関連付けて、知識・技術を統合することを目的に内容を構成。

教育内容		1800時間課程	600時間課程
人間と社会		240	45
人間の理解	人間の尊厳と自立	30以上	15
	人間関係とコミュニケーション	30以上	0
	小計	60以上	15
社会の理解	社会の理解	60以上	30
	小計	60以上	30
※上記必修科目のほか、選択(120時間以内)			
介護		1260	300
介護の基本		180	90
コミュニケーション技術		60	30
生活支援技術		300	90
介護過程		150	90
介護総合演習		120	
介護実習		450	
こころとからだのしくみ		300	255
発達と老化の理解		60	45
認知症の理解		60	60
障害の理解		60	60
こころとからだのしくみ		120	90
合計		1800	600

実務経験だけでは体系的に学ぶことが困難な介護保険制度や障害者自立支援法、介護現場における倫理的課題への対応などについて学ぶ。

実務経験を通じて習得できているため不要とする。

自立支援や個別ケアなど新しい介護の観点から実践ができるよう必要な知識・技術を学習・確認しながら、業務で経験した介護と体系的な知識を統合する観点から、内容・時間数を設定。

介護実践の根拠となる知識・理論となることから、重点的に時間数を設定。